

報道機関関係者 様

檜原市 企画戦略部 人事課

檜原市職員の懲戒処分の公表について

このことにつきまして、下記のとおり、本市職員に対する懲戒処分を行いましたので公表します。

記

・処分発令日 令和6年2月27日

・事案内容 被処分者は、消防団に係るガス料金の支払いについて、令和5年9月及び10月分の一部に遅れを生じさせた上で、公金ではなく自らの金で支払を行い、当該請求書の一部を破棄した。このような行為は、地方公務員法第29条に定める職務上の義務に違反し、職務を怠ったものであり、全体の奉仕者たるにふさわしくない行為及び同法第33条で禁止する信用失墜行為に該当するものであり、懲戒処分とした。

また、指導上の措置として、管理監督又は指導する立場にあった者が、管理監督又は指導を怠ったことに対し、訓告としたので、併せて公表する。

・懲戒処分

被処分者	処分内容
総務部 危機管理課 主査 41歳 男性	停職1か月

・指導上の措置

指導対象者	措置内容
総務部副部長兼危機管理課 長事務取扱 53歳 男性	訓告

指導対象者	措置内容
総務部 危機管理課 課長補佐 49歳 男性	訓告
総務部 危機管理課 係長 43歳 男性	訓告

＜本件に関する問い合わせ先＞
橿原市 企画戦略部 人事課
橿原市八木町 1-1-18
TEL:0744-22-4001 (内線 97731)
細川、竹村